

草加市教育委員会会議録

令和元年第5回定例会

令和元年草加市教育委員会第5回定例会

令和元年5月28日（火）午前9時から

教育委員会会議室（ぶぎん草加ビル4階）

○議 題

- | | |
|--------|---|
| 第22号議案 | 草加市立小中学校における働き方改革基本方針を定めることについて |
| 第23号議案 | 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取について（川柳中学校B－1棟大規模改造工事（建築工事）請負契約の締結について） |
| 第24号議案 | 点検評価委員の委嘱について |
| 第25号議案 | 草加市学校評議員の委嘱について |
| 第26号議案 | 草加市障害児就学支援委員会委員の委嘱について |
| 第16号報告 | 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について |
| 第17号報告 | 草加市子ども教育連携推進委員会委員の委嘱について |

○出席者

教 育 長	高 木 宏 幸
教育長職務代理者	村 田 悦 一
委 員	小 澤 尚 久
委 員	加 藤 由 美
委 員	宇 田 川 久美子
委 員	川 井 かすみ

○説明員

教育総務部長	青 木 裕
教育総務部副部長	本 間 錦 一
教育総務部副部長	福 島 博 行
教育総務部副部長	野 川 雄 一

総務企画課長	山	崎	浩	一
学 務 課 長	菅	野	光	三
教育支援室長	坂	本	拓	也
子ども教育連携推進室長	春	日	和	久

○事務局

名	倉	毅
山	岸	亮

○傍聴人 0人

午前9時 開会

◎開会の宣言

○高木宏幸教育長 ただ今から、令和元年教育委員会第5回定例会を開催いたします。

◎前回会議録の承認

○高木宏幸教育長 事務局から前回会議録の朗読をお願いいたします。

——— 前回会議録の朗読 ———

○高木宏幸教育長 ただ今、事務局から前回会議録の朗読がありましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 よろしければ承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

○高木宏幸教育長 以上で、前回会議録の承認を終了します。

◎議事審議

○高木宏幸教育長 ただ今から、審議に入らせていただきます。本日は、議案が5件、報告が2件となっております。

なお、委員さんの中で、議題以外で教育全般に係るご質疑、ご意見等ございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

◎第22号議案 草加市立小中学校における働き方改革基本方針を定めることについて

○高木宏幸教育長 初めに、第22号議案につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 草加市立小中学校における働き方改革基本方針を定めることについて、ご説明させていただきます。

草加市教職員の時間外在校時間の現状といたしましては、1か月当たり45時間を超える割合は、小学校63.6%、中学校75.4%で、80時間を超える教職員の割合は、小学校18.

7%、中学校26.8%となっております。

このことを踏まえ、草加市の課題を「教員が誇りと意欲をもって、職務に従事できる職場環境の整備」といたしました。具体的には、(1)「教員の健康維持増進」、(2)「児童生徒に向き合うための時間の確保」、(3)「授業やその準備に集中できる時間の確保」、(4)「事務処理時間の確保」と示させていただいております。

目標といたしましては、令和3年度末までに1か月当たりの時間外在校時間を、小学校では45時間を超える割合を40%未満、中学校では50%未満といたしました。1か月当たり80時間を超える割合につきましては、小中学校ともに0%としております。

主な取組といたしまして、1、教職員の意識改革と活力向上、(2)意識改革に向けた研修の充実に「業務改善の取組を推進するために研修を実施する」で、埼玉県教育委員会で示している「早く帰る」「仕事のやり方を変える」「人生を変える」の三つ意味が込められている「カエル会議」と呼ばれる会議を推進していくことです。

「カエル会議」では、その学校ごとに教職員が働き方を見直す話し合いを行い、それを実践し、実践を振り返り、成果と課題を明確にし、改善策を話し合い、更に取組の充実を図っていきます。

2、業務改善の推進、(6)各種民間団体等主催行事の精選につきましては、様々な文化及びスポーツ関係団体がございますので、教職員の働き方改革、負担軽減の観点から見直しを図り、市長部局や関係団体に働きかけをしていきたいと考えております。

(7)「草加市中学校部活動の方針」に基づく部活動の改善においては、指導課と連携を図り、各学校の実情を把握し、その見届けを図りたいと考えているところでございます。

(8)負担軽減検討委員会の充実につきましては、学校からの業務改善策や負担軽減策の実践例を検討し、負担軽減検討委員会だよりを全教職員に配布し、情報提供や周知を図っているところでございます。

昨年度につきましては、学校の電話対応時間について検討し、1月4日から施行し、今年度4月から本格的に導入しているところでございます。

3、教職員以外の人材や地域の力の活用、(1)中学校部活動顧問教員の負担軽減については、昨年度、部活動指導員が4人、外部指導者が56人、合計60人のご支援をいただいているところでございます。

(2)専門スタッフの配置促進及び活用においては、今年度、スクール・サポート・スタッフを小学校では、清門小学校と八幡小学校の2校、中学校では瀬崎中学校の合計3校に配置してお

り、効果的な活用を進めているところでございます。

(3)地域との連携・協働の促進については、学校運営協議会の記述に加えてコミュニティ・スクールの両輪の片側である学校応援団との連携を強化することを加えて、積極的にコミュニティ・スクールを推進していきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久委員 2点あります。1点目は、1の(4)ノー会議デー、ふれあいデー、閉庁日とありますが、ふれあいデーの現状の取組や、今後の計画等について教えていただきたいということと、学校閉庁日はいつ、どの程度考えていらっしゃるか、分かっている範囲で教えてください。

2点目は、2の(1)ICT化の推進とありますが、現在のICT化の進捗状況や今後について、もう少し詳しくお教えてください。

○説明員 学校におきましては、放課後に子どもたちと触れ合う時間、あるいは、先生方が教材研究を行う日、時間を、学校ごとに数は違いますが、ノー会議デーとして、例えば第2月曜日、第3月曜日をその時間にしたり、金曜日にその時間を設けたりということに取り組んでおります。

また、ふれあいデーにつきましては、県が推進しておりますが、毎月21日をふれあいデーとして、定時に退勤することを推進しており、学校にも働きかけを行っておりますので、浸透してきている状態です。

今後も、学校ごとに会議を行わない日を決めて、計画的に業務を進められるようにしていくこと、また、ふれあいデーなど、先生方の意識を変えていただき、学校に残ることを一番とするのではなく、家族との触れ合い、あるいは、地域との触れ合いを大事にするような日を設けることによって、更に仕事に対する意欲も高まってくるのではないかと考えておりますので、こちらでも積極的に進めているところでございます。

学校閉庁日につきましては、県が昨年度から夏休み期間中にリフレッシュウィークを設け、今年度は、8月13日から16日までの4日間と12月27日を学校閉庁日としております。

2点目のICT化の推進につきましては、指導課が中心で行っているものですが、9月にパソコンの入れ替えがありますので、その入れ替えに合わせて校務支援システムを導入し、先生方の事務負担が軽減されるソフトを導入する予定です。

進捗状況につきましては、業者を選定しているところだと思いますので、9月頃にまたお話しできるかと思います。

○村田悦一教育長職務代理者 以前の説明で、県の方針が策定されてから市の方針を策定するということでしたが、まだ県のものが策定されていない状況だと聞いています。ですので、県の基本方針はいつ策定される予定なのかということと、南部管内13市町で同じようにこの基本方針を、どの程度定めているのか、県と南部管内の状況についてお知らせいただければと思います。

○説明員 県につきましては、正式な通知がいつ出るかはまだ聞いておりません。ただ、早い段階でという話がありますので、そろそろではないかと考えているところでございます。

また、南部管内につきましては、他市町と情報交換をしておりますが、どの市町についても、県がまず策定してからと考えていると聞いております。

○高木宏幸教育長 県については、当初、今年の3月に策定し、4月に示すという予定でしたが、県議会の関係で、在校時間を適切に把握するための予算に関わる承認が得られなかったこともあり、私の聞いている範囲では、できるだけ早く策定して示したいと考えているが、それがいつになるか分からない現状だと聞いています。

○村田悦一教育長職務代理者 昨年度、県の教育委員の研修会に出席した際に、伊奈町が働き方改革について、文部科学省の委嘱を受けて取り組んでいるという話がありました。先ほどのお話ですと、南部13市町はまだ草加と同じような足並みというお話でしたので、伊奈町の状況も草加市と同じなののでしょうか。既に文部科学省の委嘱を受けていますから、しっかり決められて取り組んでいると私は思いましたので、後で分かれば教えていただければと思います。

提案理由で、教員の業務の多忙化により、勤務時間外在校時間の増加や精神的負担感を抱える教員が増加しているとありますが、実際、教員の場合には、勤務時間外在校時間と自宅へ戻ってからの持ち帰りの仕事の実態が前からあったと思うのですが、今回、そういう実態は把握していないのでしょうか。あるいは、把握していても、そのことについては、この方針の中に入っていないのですか。

おそらく、勤務時間の実態調査等では、持ち帰りの仕事もある程度調べていると思いますが、その辺りについては、市としてどのように捉えているのかお聞かせいただければと思います。

○説明員 持ち帰りの仕事につきましては、小中学校衛生委員会で毎年行われているアンケートの中で持ち帰りの仕事がありますかという項目があり、状況としては把握しているところですが、時間や量については、個人的な感覚がございまして、数値として出すことが難しいか

と思いますので、こちらの中には盛り込んでおりません。ただ、そのような実態があるということは、アンケート調査等で把握しているところでございます。

○高木宏幸教育長 それに関連しますと、今、草加市の働き方改革の取組について、基本方針を委員の皆様にご審議いただいているところでございますが、この基本方針の骨子については、県教育委員会からの情報で示されています。

そういった中で、つい最近、県教育委員会が在校時間の調査を抽出で行ったところ、中には持ち帰りの時間、それから、持ち帰りの内容についても在校時間の調査に合わせて調査することになっていますので、ある程度の傾向は分かってくるかと思います。

○村田悦一教育長職務代理者 具体的に、1か月当たり45時間、1か月当たり80時間、これは1日当たり何時間と考えているのでしょうか。1か月当たり80時間を超えるというのは、1日どのくらい超えてしまっているのでしょうか。

○説明員 1日当たり2時間程度で45時間未満、4時間前後で80時間を超えることになります。

○村田悦一教育長職務代理者 1か月45時間、1か月80時間と、要するに1日2時間から4時間、勤務時間外に在校している教員がいるということですね。

それから、本市の課題が四つ挙げられていますが、全て平等で四つとも同じ重さでしょうか。もしくは、この順番のとおり重さとなっているのでしょうか。この四つの課題の捉え方を説明していただければと思います。

○説明員 割合というものは考えていないのですが、やはり重要なものは一番上に示させていただいているということで、教員の健康維持増進が一番大きな課題ではあると考えています。

また、それ以外は、時間の確保です。こちらは順次、職場の改善、環境の整備がされることによって満たされてくるものと考えておりますので、割合として考えているところはありません。

○村田悦一教育長職務代理者 優れた取組の普及の部分で、(3)に不要な業務等の見直しとありますが、不要な業務とは、教育委員会でどのように捉えているのでしょうか。

○説明員 不要な業務というよりは、必ずしもやらなければいけないものではないものも、教員としてはやっちゃっている部分があります。

保護者に対する手紙についても、1枚で済むものを2枚、3枚作る場合もございます。

また、運動会についても、お子さんがどの場所で、どの辺りで演技をするのかを3枚程度にわたって全保護者に場所を示して通知している場合もありました。

これが不要かと言われてしまうと、確かに不要ではないかもしれませんが、過度なサービスになってしまって、それが負担だと思ってしまうものについては、学校で話し合っていて、やり過ぎではないかということを見直すきっかけになるのと考えているところでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 4ページに具体的なことが記載されていますが、これが実効性のある方針となるためには、現場である各学校で何を大切にしていきたいと思いますか。要するに、この方針が示されて、改善されれば良いですが、実際にはなかなか難しいと思います。これを受け取った各学校が、実効性のあるものにするためには何が大事だということが明確でないと、これから説明をしても、実効性のあるものにはならないと思うのですが、担当者としての思いをお聞かせください。

○説明員 一番大事なことは、カエル会議と呼ばれている、働き方を変える、考え方を変えるというところで、こちらの会議をまず各学校で開催していただいて、自分たちの行っている業務をもう一度見直して、自分たちの中からより精選できるものなど、考えを話し合う時間をしっかりとって、カエル会議を更に業務改善に向けていけたらと考えていますので、その中で、こちらに示させていただいた基本方針をもとに、それぞれの学校に合った働き方改革ができてくるのではないかと考えているところでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 意識を変えるということが一番大事かと思いますが、ただ、私は、学校が忙しいから教育委員会も忙しくなるのか、教育委員会が忙しいから学校が忙しくなるのか、先ほど2時間から4時間とお話がありましたが、教育委員会の指導主事等の皆さんがどの程度時間外勤務、在庁しているのか、その辺りが一番関連しているのではないかと考えていますので、教育委員会の指導主事の皆さんの時間外勤務がなくなることが、学校の時間外在校時間の縮減につながると思います。

ですから、学校だけではなくて、学校と教育委員会の勤務を見直していく、働き方を見直していくという意識をもたないと、学校だけで取り組んでも、解決できないと思いました。

○宇田川久美子委員 提案理由のところですが、在校時間増加、負担を抱える教員が増加とありますが、これは実際に増加しているのですか。

○説明員 今までどの程度の在校時間があったのかという調査を行っているわけではないのですが、ここ数年の状況で、長くなってしまっている方が多いのが現状だと思います。

また、指導に悩んでいたりと、担当分業が負担と感じている教員がいることは事実です。

○宇田川久美子委員 精神的な負担と、もちろん学校にいる時間は短くしたほうが良いと思う

のですが、早く帰ったら精神的な負担が減るという問題ではないように思うので、考え方や生き方など、いることが辛いことという感覚ではなくて、残ることが良いことではありませんが、楽しかったら残っていられて、時間が気にならないこともあると思います。指標として、時間が一番分かりやすいので、それを示すことも大事だとは思いますが、そこだけにとらわれると、今度は早く帰らなければいけないという負担ができてしまうように思えるので、精神的な部分のフォローができると、意識的には変えていける部分もあるのかと思いました。

データのお話をされていましたが、本市の状況、在校時間調査は毎年行われているわけではないのですか。

○説明員 ICカードを使って正確に計り始めたのが、平成29年度の9月からなので、そこから始めています。

今回については、昨年度の6月と11月の2か月分を学校から提出していただいているので、その2か月分の数字となります。

○宇田川久美子委員 分かりました。

本市の現状ということですが、例えば、埼玉県の中の他の学校や全国の数字などは出ていますか。

○説明員 県は出ていますので、この間の調査の際は、草加市のほうが少し低いくらいでした。ただそれは、あくまでも抽出校の中の一月分のものですので、在校時間は出勤日が多い月は少し長くなったり、少なくなったりしますので、多少差があるのかと思います。

○加藤由美委員 先生方の意識を変えていくということも大切だと思うのですが、保護者の方もどのように意識を変えていただくかということも、とても重要なことだと思います。

先ほどお話にありました運動会のことも、きめ細やかな配慮をしながら余分な部分を省くことが、先生方の腕の見せどころではないですが、そういうことも大切で、きめ細やかな配慮を崩さず改革していくことが大事ではないかということを感じました。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第22号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第22号議案については、可決といたします。

◎第23号議案 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取について（川柳中学校B－1棟大規模改造工事（建築工事）請負契約の締結につ

いて)

○高木宏幸教育長 次に、第23号議案につきまして、総務企画課長より説明させます。

○説明員 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取(川柳中学校B-1棟大規模改造工事(建築工事)請負契約の締結について)ご説明させていただきます。

本議案につきましては、市議会の議決を得るべき案件でございまして、市長から教育委員会に対し意見を求められたことから、今回、議案としてお諮りするものでございます。

内容につきましては、川柳中学校B-1棟大規模改造工事(建築工事)請負契約の締結に係るものでございます。

本工事につきましては、令和元年5月21日に一般競争入札を執行しましたところ、富士建設工業株式会社が落札したものでございます。

契約金額は2億2,550万円で、予定価格が1億5,000万円以上の工事の請負契約となりますことから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決に付さなければならない契約となっております。

なお、工期につきましては、本契約締結の日から令和元年12月9日までとなっております。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久委員 大規模改造工事ということですが、具体的な内容をもう少し詳しく教えてください。

○説明員 主な工事内容でございますが、川柳中学校のB-1棟大規模改造を行うことによって安全で快適な教育環境の充実に図るものでございます。当該中学校の校舎につきましては、建設から40年以上が経過し、劣化が進んでおり、主な工事内容といたしましては、外壁の塗装及びひび割れの補修、屋上防水、屋上へのヘリサイン新設、教室内及び廊下の改修、内部階段の改修、トイレの改修、昇降口の改修、建具・サッシの改修などを主に行うものでございます。

○小澤尚久委員 骨格自体は頑丈に造られているので、中身や外身などをより新しくしていくということでしょうか。

○説明員 はい。今回は大規模改造工事ということで、全面的に改修させていただく予定です。

○村田悦一教育長職務代理者 一つ確認です。平成30年3月に草加市学校施設整備基本方針

が策定されまして、これに基づいた大規模改造工事ということでよろしいですね。

○説明員 その流れに沿って行っておりますが、今後は、より詳細な計画であります学校施設の長寿命化計画いわゆる個別施設計画を今年度、来年度の2か年で策定していく予定でございます。

○村田悦一教育長職務代理者 資料に入札業者が3者あり、契約になったところは草加市瀬崎三丁目ということで住所が分かりますが、他の2者についてはどこの所在地なのか、分かれば教えてください。

○説明員 1者目の彩光建設につきましては、本市の北谷でございます。2者目のムサシ建設につきましては、本市の吉町でございます。いずれも入札参加条件を満たした業者でございます。

○村田悦一教育長職務代理者 この一般競争入札は、草加市に限る条件がありますか。そうではなくて、偶然、3者が草加市内だったのですか。

○説明員 入札参加条件につきましては、契約課が事務局となっております発注審査会に諮って行うものでございまして、今回は、平成31、32年度の草加市建設工事入札参加者資格名簿の建設工事業の格付がAランクのもので、草加市内に本店で事業者登録をしているもの、また、特定建設業の許可を有する者という条件が付されておりますので、今回、入札に参加した業者は市内に本店がある者となっています。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第23号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第23号議案については、可決いたします。

◎第24号議案 点検評価委員の委嘱について

○高木宏幸教育長 次に、第24号議案につきまして、総務企画課長より説明させます。

○説明員 点検評価委員の委嘱について、ご説明いたします。

点検評価委員の任期が令和元年6月30日をもって満了することに伴いまして、草加市教育委員会事務点検及び評価実施要綱第4条の規定によりまして、委員を委嘱する必要を認めたものでございます。

委嘱をお願いする委員でございますが、第3条第2項の規定によりまして、教育に関し学識

経験を有する方々で、お一人目は市内２校の小学校教諭を務められた後、筑波大学附属小学校副校長を務められました森田和良氏。お二人目は草加市ＰＴＡ連合会からの推薦によりまして、同会の副会長、中里裕一氏。３人目は市内５校の中学校教諭を務められた後、草加市教育委員会並びに松原小学校校長を務められました武井一美氏の３人でございます。

なお、森田氏と中里氏が再任、武井氏は新任でございます。

任期につきましては、令和元年７月１日から令和３年６月３０日までの２年間でございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なければ、第２４号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長　異議がないようですので、第２４号議案については、可決いたします。

◎第２５号議案　草加市学校評議員の委嘱について

○高木宏幸教育長　次に、第２５号議案につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員　草加市学校評議員の委嘱についてでございます。

本議案は、草加市学校評議員の委嘱について、草加市立小・中学校管理規則第１９条の２の規定により、令和元年度に市内２８校の小中学校の学校評議員を委嘱するものでございます。

今年度、谷塚小学校、青柳小学校、草加中学校、谷塚中学校の４校につきましては、学校運営協議会を設置しておりますので、学校評議員の委嘱はございません。

委嘱する方につきましては、名簿のとおりでございます。※が付いている方々につきましては、他の学校との兼任者でございます。学校評議員の男女の割合は、男性１０３人、５９％、女性７１人、４１％でございます。平均年齢は６２．８歳でございます。区分別の割合につきましては、町会・自治会関係者は４９人で全体の２８．２％、ＰＴＡ関係者は３９人で２２．４％、福祉関係者は３８人で２１．８％、学識経験者は２２人で１２．６％、社会教育関係者は１５人で８．６％、青少年団体関係者は３人で１．７％、老人・婦人・子ども会関係者は２人で１．１％、企業関係者は２人で１．１％、その他必要と認める者は４人で２．３％、合計１７４人でございます。新任の方の割合につきましては４０人で２３％となっております。

来年度以降、全小中学校に学校運営協議会を設置する予定ですので、今年度の委嘱で学校評

議員の委嘱は最後になると考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者 ここにそうか教育だより第24号がありまして、一面にコミュニティ・スクールがスタートしますと出ています。令和2年4月には、市内32校全ての小中学校がコミュニティ・スクールとなる予定とありますが、学校評議員の任期は令和2年5月31日までとなっています。4月からコミュニティ・スクールが始まるなら、任期は3月31日までで良いのではないのでしょうか。コミュニティ・スクールの学校運営協議会委員と学校評議員が重なってしまうと、コミュニティ・スクールで学校評議員が意見を言えるということになってしまいます。学校評議員は、コミュニティ・スクールが始まれば自然になくなるという解釈なのか分かりませんが、この任期については、令和2年3月31日までとはっきり明示、区切ったほうが良いかと思います。

○教育総務部長 草加市教育委員会としては来年度、全校でコミュニティ・スクールを実施するよう進めているところでございます。

しかしながら、現段階で各校においてどの方を委員とするか、あるいは、委員の報酬の予算付けといった点など、具体的なところがしっかりと決まっておらず、主要な部分がまだ明らかにできないということもございますので、規則の規定のとおり、現段階で学校評議員の任期は、1年とさせているところでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 確認ですが、予算が付いた場合には、今度は6月1日から学校運営協議会委員の委嘱をしていくのでしょうか。あるいは、4月1日からで、これは重なっても法的には大丈夫ですか。

○教育総務部長 学校運営協議会委員は4月1日の委嘱を予定しております。

教育委員会第2回定例会で議決をいただきました、学校運営協議会規則の附則の中で、学校管理規則の一部改正により、学校運営協議会を設置する学校についてはこの限りでないと規定を入れましたので、学校運営協議会を設置した学校、例えば4月1日設置ということであれば、学校評議員制度から学校運営協議会制度に移行となりますので、両制度が併存することはございません。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第25号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第25号議案については、可決いたします。

◎第26号議案 草加市障害児就学支援委員会委員の委嘱について

○高木宏幸教育長 次に、第26号議案につきまして、教育支援室長より説明させます。

○説明員 草加市障害児就学支援委員会委員の委嘱についてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、草加市障害児就学支援委員会委員の任期が令和元年5月31日をもって満了することに伴いまして、草加市障害児就学支援委員会条例第3条の規定により、新たに委員を委嘱する必要を認めたためでございます。

委嘱者につきましては、定数15人以内で、今回、委嘱者は15人でございます。任期は、草加市障害児就学支援委員会条例第4条の規定により、令和元年6月1日から令和3年5月31日までの2年間でございます。

また、委員の委嘱区分は同条例3条から知識経験者6人、医師1人、臨床心理士1人、小・中学校教員7人となっております。また、構成委員は、男性6人、女性9人、女性の割合は60%でございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久委員 12番の加藤先生ですが、議案書には新任とあり、参考資料には通算期間が4年とあります。以前に在任されたことがあって、途中で間が空いてまた委嘱したため、新任となっているのですか。

○説明員 以前に、就学支援委員会の委員をしていただいております。また新たに委嘱させていただくところでございます。

○川井かすみ委員 選出団体が詳しく記載されていますが、草加市教育委員会、小・中学校教員というところで、差し支えなければ、もう少し詳しくお教えいただくことは可能でしょうか。

○説明員 各委員につきまして、少し説明させていただきます。

まず、成田奈緒子様は文教大学教育学部の特別支援教育専修の教授でございます。専門は子どもの脳の発達、発達障害、小児・思春期の心の問題等でございます。

次に、浜田正子様につきましては、埼玉県立草加かがやき特別支援学校の先生でコーディネ

ートをされていらっしゃいます。草加市では、小中学校に巡回相談等で関わりをもっていていただいております。これはセンター的機能を使っていると考えております。

また、富田直様は県立越谷特別支援学校のコーディネーターで、肢体不自由特別支援学校での就学支援の担当者でございます。

次に、新任の田中美貴様は、草加市子育て支援センターの主査でございます。支援センターにおきましては、就学前の幼児あるいは児童生徒の情報に精通されていらっしゃいます。

次に、内藤純子様につきましては、児童発達支援センターあおば学園の園長をされております。

小林寛子様は、以前、川口総合医療センターに勤務経験がございまして、そこで言語聴覚士をされておりました。昨年度までは、本市の通級指導教室難聴・言語の指導をお願いしておりました。

次に、長谷川毅様は草加市立病院の小児科の部長で、診療部長も兼ねていらっしゃる方です。子育て支援センターでも診断に関わっていただいている先生でございます。

次に、壽福亜耶様は教育支援室で就学予定児の就学相談を担当されている臨床心理士でございます。

山根明校長と中村常雄校長につきましては、それぞれ小中学校の校長ですが、どちらも教育支援室で指導主事あるいは室長補佐、室長としての経験がある先生でございます。

その他、小中学校教員とある先生方につきましても、それぞれ通級指導教室や特別支援学級での経験が豊富な先生方で、各専門の先生方を委員として委嘱させていただいております。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第26号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第26号議案については、可決いたします。

◎第16号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

○高木宏幸教育長 続きまして、教育長に対する事務委任規則に基づき、専決処理の状況を報告させていただきます。第16号報告につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 県費負担教職員の専決処理を報告させていただきます。

育児休業につきましては、小学校教諭2件、取得した教員はともに女性でございます。

育休復帰は小学校教諭15件、小学校養護教諭2件、中学校教諭7件でございます。

育児休業延長は小学校教諭4件、小学校事務職員1件、中学校教諭4件でございます。

休職延長につきましては、小学校教諭2件でございます。

復職につきましては、小学校教諭1件でございます。

発令につきましては、欠員補充が小学校教諭37件、小学校養護教諭2件、小学校栄養職員1件、中学校教諭48件、中学校養護教諭2件、中学校事務職員3件でございます。

欠員補充の任用状況ですが、草加市で新規に任用した小学校教諭は10人でございます。そのうち2人は、以前に草加市での任用経験もございました。継続は27人でございます。新規の中学校教諭は17人、他市での経験者が7人おります。継続は31人でございます。小学校定数内臨任率につきましては6.79%、中学校では9.88%、小中学校合わせますと8.36%で、全体では昨年度より改善されているところでございます。

代替につきましては、小学校産休代員が12件、中学校産休代員が4件、小学校育休代員が16件、中学校育休代員が7件、小学校休職代員が2件でございます。

任期付職員につきましては、小学校教諭9件、中学校教諭2件でございます。この任期付職員につきましては、育児休業の代替職員でございます。これまで臨時的任用を行ってききましたが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び地方公務員法の趣旨を踏まえ、今年度から本務者の休業期間が1年間を超える場合に、任期付職員として任用することとなりました。

今回の場合ですと、短い方では令和2年10月まで、多くの方は令和3年3月31日までの育児休業を取得されている本務者の代替で、任期付職員となります。

任期付職員は、教育事務所で面接試験の合格者が採用となります。勤務条件、給与、勤務時間、服務は原則本採用職員と同様となります。

育休代員の小学校16件と中学校の7件につきましては、多くは令和2年3月31日までの育児休業を取得している本務者の代員となっているところでございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久委員 今の産休、育休代替の方と任期付職員の方の違いを、もう少し詳しく教えてください。

○説明員 今、育児休業を取得している小学校の16件と中学校の7件につきましては、来年の3月31日までの育児休業取得で、来年の4月1日に復帰予定となっており、1年を超えな

い休業の取得になっております。1年を超える場合においては、任期付職員という形で採用されますので、今の段階で、短い方では令和2年10月まで、多くの方は令和3年3月31日までの育児休業を取得している方で、1年以上の休業期間がありますので、その方については、臨時的任用ではなく、新たに任期付職員での採用ということになり、学校からすると、同じ方が1年以上、その学校に在籍するというになります。

○村田悦一教育長職務代理者 任期付職員は1年を超えるということですが、また本務者が育休を延長した場合には、その任期付職員も合わせて勤務が延長になりますか。延長の場合にはまた違うのでしょうか。

○説明員 今のところ延長された場合には、そこで一度任用期間が終了となりますので、新たな方を任用する場合もございます。また、継続する場合もございます。改めて任用した場合には、報告をさせていただきます。

○村田悦一教育長職務代理者 過日、新聞で教員採用の倍率が3倍を切って、日本全国ですと1倍台という記事がありました。働き方改革も含めて、教員の勤務がかなり厳しく、あるいは他の仕事はかなり好景況ということで、教員のなり手の希望が少なくなっています。

去年も欠員が長い期間ありました。今年の定数内臨任率は8.36%、今の時点では全ての欠員が補充されていると思いますが、改めて年度当初ということで、欠員、これは定数の欠員だけではなくて、病休や休職の代員も昨年度は補充がないままずっと過ごしていたという学校もあると聞いているのですが、要するに教員の希望者がいなければ充てられないわけで、教育委員会、担当としても苦しいと思うのですが、改めて現時点で、年度が変わって、教員の確保に向けて、草加市教育委員会学務課としてはどのようなことに取り組んでいこうとしているのかお伺いします。

○説明員 教員の確保が一番な大きな課題でございますので、近隣の大学等にも連絡させていただきまし、場合によってはこれからお伺いして、人事担当の方、学生課の方たちにもお願いをして、卒業していて、免許状を持っている方の中で仕事をされていないという方を積極的に紹介させていただきます。

あるいは、教育実習等で学校に来た学生からも情報をいただきながら、できる限り知り合いの方を通じて先生方を紹介していただくということも取り組んでまいります。

また、60歳を超えて定年されている方、あるいは、勧奨退職をされている方についても、その時は事情があったとは思いますが、その後、1年、2年たった後に、状況を確認させていただいて、その方からも、もし可能であれば臨時的任用や再任用という形で、またご準備して

いただくということを今、取り組んでいます。市の広報、ホームページ等でも呼びかけは積極的に行っているところでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 今、具体的に四つ、近隣大学、教育実習生、60歳以上の方あるいはホームページ等での周知ということでしたが、例えば近隣大学というのは、何校になりますか。今、それを具体的に表にして、例えば15の大学があれば、必ず15の大学に電話する、担当が行くということが必要ではないでしょうか。近隣大学というと、1校でも近隣大学ですよね。

また、教育実習生に会ったときに、その名簿をどのように確保していますか。あるいは、60歳以上の方も名簿を確認して、必ず5月中に電話をするといったところをはっきりしていかないと、昨年と同じことをやっていては、何も変わらないと思います。

努力と言いますか、今年はより知恵を出して取り組んでいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○高木宏幸教育長 特に、産休、育休、病休を含めて、年度の途中での確保は、県内どこの市町村も苦慮しています。これは県内だけではなくて、全国的にも同じような状況で、他の分野でもいろいろな人手不足と言われておりますが、教員の場合は教員免許状を持っている方を、欠員が生じた場合は埋めなくてはいけないということで、今ご指摘にありましたように、大学や退職者、各市町村とお互いに情報を共有しながら取り組んでおります。学校にとってみると、1人の先生が欠けると大きな負担にもなりますので、引き続き教育委員会としても、今、ご指摘いただいたことも含めて努力をしてまいりたいと考えております。

他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第16号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第16号報告については、承認いたします。

◎第17号報告 草加市子ども教育連携推進委員会委員の委嘱について

○高木宏幸教育長 続きまして、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。

第17号報告につきまして、子ども教育連携推進室長より説明させます。

○説明員 草加市子ども教育連携推進委員会委員の委嘱について報告いたします。

草加市子ども教育連携推進委員会設置要綱第3条第4号、小学校の代表者として委員の推薦

を依頼しております草加市小学校長会から4月3日付けで委員交代の申し出がございました。

これにより子ども教育連携推進委員会委員につきまして、興水功委員を4月3日付けで解嘱し、後任といたしまして、草加市小学校長会から推薦のありました嶋田弘之委員を委嘱しましたことを報告いたします。

なお、新委員の任期は興水委員の残任期間とし、令和2年3月31日までといたします。

新たに委嘱しました嶋田委員を含め、参考資料に子ども教育連携推進委員名簿を付しております。

女性委員の構成割合は変わりません。

説明は以上でございます。

◎その他

○高木宏幸教育長 それでは、その他の報告がありましたらお願いします。

○教育総務部長 特にございません。

○高木宏幸教育長 その他の報告がないようでしたら、次回の教育委員会の日程について事務局からお願いいたします。

○教育総務部長 次回の教育委員会でございますが、第6回定例会を6月25日火曜日、時間は午前9時から、場所は教育委員会会議室でお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

◎閉会の宣言

○高木宏幸教育長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午前10時 閉会